

第44回

## 引っ越し直後の消費者をねらった 訪問販売トラブルにご注意!

### 相談事例

引っ越し当日、事業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような口ぶりだったので説明を聞いた。「居住者はみんな契約している」などと説明された。全室で購入しているなら仕方ないと思い、約3万円を現金で支払い、2年分のフィルターを受け取った。その後、不審に思って管理会社に確認したところ、訪問してきた事業者は管理会社とは無関係であることが分かった。フィルターは不要なので、クーリング・オフしたい。(20歳代、男性)

### ●問題点とアドバイス

「引っ越し直後に訪問してきた事業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受けて契約したが、事業者が言っていたことはウソだと分かったので解約したい」などといった、引っ越し直後の消費者をねらった訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。

新生活が始まることの多い3月と4月は、特にこうしたトラブルに注意しましょう。

#### (1) その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう

新居に引っ越した直後は荷解きや手続きなどで忙しく、また、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができななりがちです。突然に事業者の訪問を受け、「管理会社から紹介された」「まわりはみんな契約している」などと勧誘されても、事業者の話だけを信じてすぐに契約しないようにしましょう。事業者の話の内容について少しでも疑問に

感じたら、管理会社などに確認しましょう。

#### (2) 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます

事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法で定められた書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。

なお、クーリング・オフ期間内に何らかの工事が行われたようなケースでは、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう、事業者に対して求めることができます。

#### (3) 民法改正で、「18歳で成人」に!

未成年者は、原則として、契約するに当たって親権者などの同意を得なければならず、同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。しかし、成人になると、一人で契約できる半面、原則として契約を一方的に取り消すことはできません。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.8)】新生活が狙われる? 引越直後の訪問販売トラブル-管理会社と関連があるかのように思わせる手口に気をつけて!-(2022年2月10日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220210\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220210_2.html)